

## 「全国データセンタービジネス協議会」 会則

(名称)

第1条 本会は全国データセンタービジネス協議会（以降 本会）と称する。

(目的)

第2条 本会は会員との間の営業上の拡販業務の為の協議、連絡、情報交換等による連携強化、ならびに会員相互の親睦を図ることを主な目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は本会の主旨に賛同し、会員として登録された者とする。

2. 会員は主にデータセンター事業者とする。

3. 新たな会員は幹事会社の推薦により本会で会員数2/3以上の承認を得なければならない。

(賛助会員)

第4条 会員の推薦により本会で会員数2/3以上の承認を得た事業者、団体は賛助会員とする。

2. 賛助会員は本会の議決権は持たないが本会で意見を述べる事が出来る。

3. 賛助会員は本会会員・賛助会員と営業上の拡販業務の為の協議、連絡、情報交換等による連携強化、ならびに会員相互の親睦を図ることが出来る。

(例会及び臨時会)

第5条 本会の目的を達成するために会員による定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

(幹事会社・所在地)

第6条 本会を運営するために幹事会社を1年毎に会員・賛助会員から協議によって複数選出し任期は1年とする。

2. 会員の幹事会社から代表幹事会社を1社選出し任期は1年とする。

3. 本会は代表幹事会社の所在地に置かれる。

4. 幹事会社及び代表幹事会社の代表者名は別紙に記載する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は代表幹事会社が担当し事務局長を1名選出する。

2. 事務局長は本会の事務局を運営し任期は1年とする。

3. 事務局長名は別紙に記載する。

(入会及び届出内容の変更)

第8条 入会を希望する者は第3条または第4条の条件を満たした上、所定の申し込み手続きにより事務局に申し込むものとする。

2. 入会后、入会時に当会に申し込んだ内容に変更があった場合、会員は速やかに事務局に届け出るものとする。

(退会)

第9条 会員及び賛助会員は退会する場合、所定の手続きにより事務局に届け出ることに  
よって退会することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一つに該当する場合には、事務局長の判断により  
その資格を失わせることができる。

(1) 会員が本会および他の会員に多大なる迷惑を及ぼしたとき

(2) 会員に反社会的行為があったとき、または本会の目的に反する行為があったとき  
(秘密情報の取扱い)

第10条 次に掲げる情報（以下「秘密情報」という）について、会員は、これを秘密として保持し、本会の目的を遂行するために必要な最小限の役員及び従業員にのみ開示し又は使用させるものとし、秘密情報の提供者及び幹事会の許可なく、当該目的外の使用及び正会員及び賛助会員以外の第三者に開示・漏洩してはならない。

(1) 協議会での議案内容

(2) 前号について郵送、電子メール等の手段で配付する印刷物又は電子データ

(3) 協議会で配付された資料のうち「秘密情報」等、これが秘密であるとわかる記載がある資料とその内容

(4) 協議会の場で口頭もしくはスライド等の視覚装置により提示される情報であって、かつその内容について当該会議の場で、情報提供者より「秘密情報」である旨を示された情報。

(5) 第1号ないし第4号に該当する資料及び情報の複写・複製物。

なお、会員が本会で提示する情報であって、口頭または視覚装置により提示する情報で会員が秘密と考えるものについては、当該会員は秘密情報である旨を本会に文書で伝えなければならぬ。

## 2. 秘密保持の免責

次の各号に掲げるものは、秘密情報として取扱わないものとする。

(1) 配付又は提示の時点において既に公知であることが立証できる情報。

(2) 配付又は提示が行われた会議より前に既に会員が保有していたことが立証できる情報。

(3) 配付又は提示の時点以降において、自己の責めに帰すべからざる事由により公知となったことが立証できる情報

(4) 秘密情報に接することなく、独自に開発、製作又は創造したことが立証できる情報

(5) 配付又は提示の時点以降において、正当な権限を持つ第三者から何らの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(6) 法令により開示することが義務づけられる情報。ただし、この情報を開示する場合、会員は、当該情報提供者及び本会に対してあらかじめその旨を通知するものとし、当該情報の開示範囲が必要最小限に留められ、かつ法令の定める目的にのみ使用されるために合理的な努力をするものとする。

## 3. 秘密保持期間

会員は、第1項及び第2項に規定される秘密情報について、これを受領した日から5年間秘密として保持するものとする。

## 4. 事故時の対応

ある会員が保有する秘密情報について、紛失、漏洩その他の異変、事故が発生し、又は発生の疑いもしくは発生のおそれがある場合、当該会員は速やかに当該事故等による被害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、当該秘密情報の提供者及び幹事会社と対応を協議するものとする。

## 5. 退会・除名時の対応

会員は、退会又は除名処分を受け会員としての資格を喪失した場合、当該喪失の時点において保持している秘密情報の全てについて、幹事会社の指示に従い、当該秘密情報に関する全ての書面及び媒体並びにそれらの複写・複製物を幹事会社に返還又は廃棄・消去処分しなければならない。なお、廃棄・消去処分を行った場合は、その旨を証する書面を幹事会社に提出

するものとする。但し、証拠目的としての写し1式を当該会員の管理部門において保管することができる。

(改正)

第11条 本会則を変更するときは、例会において決定し会員へ事務局が通知するものとする。

(会費)

第12条 会員及び賛助会員の会費は別途本会で決める。

- (1) 会費は年会費とし事務局が管理する。
- (2) 会員は本会で決定した会費を期日までに指定方法で納付する。
- (3) 2年以上遅滞した会員は除名する。
- (4) 第9条2項に該当した会員の会費は返却しない。
- (5) 本会解散時の残余会費は本会で決定した社会貢献を行っている団体もしくはNPO法人に寄付する事とする。
- (6) 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(本会の解散)

第13条 本会は会員の2/3の同意を得た場合解散することが出来る。

(監査役)

第14条 本会に監査役を1社置く。

- (1) 監査役は協議会の業務及び会計を監査する。
- (2) 監査役は幹事会社から1社選出し任期は前条に定める幹事会社の任期に準ずる。

制定日 2014年4月1日  
改正 2014年4月24日  
改正 2014年6月17日  
改正 2015年3月31日  
改正 2016年4月21日

会費額（2016年度）

毎年4月納付

会員 一口3万円／年額

賛助会員 一口5万円／年額

以上